

訪問看護重要事項説明書

丹波市ミルネ訪問看護ステーション

令和6年6月1日

重要事項説明書

訪問看護の提供にあたり、契約を締結する前に知っておいていただきたい重要事項について以下のとおり説明します。

1 事業所の概要

名 称	丹波市ミルネ訪問看護ステーション
所在地	〒669-3464 丹波市氷上町石生 2059 番地 5
連絡先	電話 0795-88-5672 Fax 0795-86-8256
開設年月日	平成 31 年 4 月 1 日
事業所の管理者	前田 志穂
事業所番号	兵庫県指定番号 2861390140
事業内容	訪問看護・介護予防訪問看護

2 事業者の目的と運営方針

利用者の在宅における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すため、主治医との密接な連携を図り、利用者の生活の質の向上を図ることを目的とする。丹波市医師会、サービス提供地域の高齢者サービス調整チーム並びに他の関係機関との調整をはかり、効果的な運営をはかるものとする。また、適切な事業運営の確保を目的に、運営方針や事業計画及び年次計画に関する資料を閲覧可能な状態とする。

3 職員の配置状況

管理者（看護師） 1 名

管理者は所属職員を指揮監督し、適切な業務が行われるように総括します。

看護師 法定定員

訪問看護計画及び報告書を作成し、訪問看護を担当します。

理学療法士 2 名

訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員の代わりに理学療法士が行うことがあります。

訪問リハビリ計画及び報告書を作成し、リハビリテーションを担当します。

4 営業日時

月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

祝祭日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休業

（営業日・営業時間に関わらず、電話による 24 時間体制を取っております）

5 サービス提供地域

丹波市全域

※ 左記地域以外の方でもご希望の方はご相談に応じます。

6 提供するサービス内容

健康チェック、日常生活の看護、医療処置・管理、リハビリテーション、認知症の看護、終末期のケアの支援、介護者の相談、各種在宅サービスの相談

7 サービス利用料金

関係法令に基づいた1回あたりの利用料（利用者負担額）別紙参照

8 利用料金の支払いについて、

当月のご利用請求書は、翌月10日過ぎにお渡しします。

支払い方法は、次のとおりです。

①みなと銀行の口座自動引落（引き落とし日＝毎月20日）

指定の口座に必要な額をご準備ください。口座自動引落に関しては、手続き上指定日に振替ができない場合がありますので、翌月に当月分と合わせて引き落としをさせていただきます。領収書は、お支払い確認後発行致します。

②納付書による振込・口座振込

みなと銀行または三井住友銀行窓口で納入通知書によるお支払い合には、別途納付書をお渡しします。なお他行からの入金、および納入通知書以外での振込みの場合は、手数料が発生し振込み人様のご負担となります。

③現金でのお支払い

・丹波市ミルネ健診センターでの窓口支払い

9 交通費

サービス提供地域（丹波市全域）内は、サービス利用料金に含まれています。

10 契約期間

(1) 契約の期間は、契約の日から始まり介護認定及び医療保険の有効期限までとします。

(2) 上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から契約終了の申し出がない限り、この契約は自動更新します。

11 契約の終了

(1) サービスの終了

①次の事由に該当した場合は、自動的に終了いたします

- ・利用者が介護保健施設に入所された場合
- ・利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された時
- ・利用者がお亡くなりになった場合

②利用者は、14日間の予告期間においてこの契約を解約することができます。

また、以下の場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が守秘義務に反した場合
- ・事業者が社会通念を逸脱する行為をおこなった場合

③事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間

において理由を示した上で、この契約を解除することができます。

また、以下の場合利用者との契約を解除する場合があります。

- ・利用者の利用料金の支払いが遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず支払われない場合
- ・利用者またその家族が、事業者やサービス従事者に対して暴力、暴言、威嚇、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント等の行為により、適切なサービス提供の継続が困難であると判断できる場合

(2) 利用サービスの予約取り消しについて

利用者は、サービス利用予定日の前日までにステーションに申し出るものとします。なお、取り消し料金は発生しません。

(3) 訪問看護師および理学療法士について

看護師および理学療法士の交替を希望する場合、当該看護師が業務上不相当と認める事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に申し出ることができます。

(4) 社会情勢及び天災時の訪問看護について

社会情勢の急激な変化、地震、風水害（当地域の気象警報）など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整、中止の措置をさせていただく場合があります。

12 サービスの提供におけるステーションの義務

サービス提供にあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- ② 利用者の病状に急変等緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し必要な措置を行います。また、親族・関連機関等への連絡を行います。
- ③ 提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、記録の閲覧および写しの交付が本人および家族に限り可能です。
- ④ 利用者等に関して当ステーションが知り得た情報については、正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、個人情報を用いる際には、利用者もしくは家族からの同意書の提出を求めます。同意されない場合は、サービス調整ができず、一体的なサービスが提供できないなど不都合を生じることがあります。

13 相談及び苦情に対する対応

ご相談や苦情がありましたら、お気軽に職員または、当事業者の窓口まで遠慮なくお申し付けください。

(1) 当ステーションにおける相談や苦情の受付

○相談受付窓口（担当者） 管理者 前田 志穂

○受付時間 随時

○連絡先 電話 0795-88-5672 FAX 0795-86-8256

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

兵庫県国民健康保険団体連合会	
所在地	神戸市中央区三宮1丁目9番1-1801号
電話	078-332-5617 ・ FAX 078-332-5650
受付時間	月曜日～金曜日 9:30 ～ 17:15
丹波市役所 介護保険課	
所在地	丹波市氷上町常楽211番地
電話	0795-88-5266 ・ FAX 0795-88-5282

14 虐待の防止措置及び身体的拘束等の適正化の推進について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な処置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 職員に対する虐待防止、身体拘束の適正化について啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- (3) 虐待防止・身体拘束の適正化に関する責任者を選定しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15 衛生管理について

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) ステーションにおいて感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、周知徹底をしています。
 - ② ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施しています。

16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための非常時の体制で、早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。